

# 中国、北京オリンピックに際し、危険品の航空輸送に関する特別規制開始！

(2008年6月2日公布即実施)

発行日2008.06.13

## 北京オリンピックに際し、危険品の航空輸送に関する特別規制が開始されました。

中国の民航局(日本の国土交通省航空局に相当)より、6月2日公布・即実施にて北京オリンピックに際し、危険品の航空輸送に関する『通達(通知)』が出されました。

規制の通達(通知)の内容については、以下の内容でございます。原文は中国語で、弊社の中国現地法人にて日本語に訳したもので正確さに欠ける箇所もあるかと存じますが、規制の概要についてのご参考といたしましてご案内させていただきます。この通達の発行については、まず北京、大連、青島、上海にて公布の確認が出来ております。天津については、公布の確認が直接出来ておりませんが、この規制の対象地でもありますし、北京現地法人天津支店の情報では、以前より危険品の輸送については特別に厳しい状況(一切受託不可)が長らく続いている状況でございます。尚、弊社中国現地法人において引き続き関連情報等収集の上、入手次第ご案内させていただく予定でございます。

### \*\*\* 通達(通知)の概要(弊社中国現地法人による日本語訳) \*\*\*

民航局通達電報

局発明電〔2008〕2064号

〈〈オリンピック期間の危険品の航空輸送に対する民航局公安部よりの特別規制措置に関する通達〉〉

民航各地区管理局、各航空ターミナル、各航空会社（に対して）：

（標題の）オリンピック期間の危険品航空運送の特別規制措置実施についての通達、民航局と公安部は既にこれを許可・発布、これを通達する（正式書面は印刷後配布する）。各上記対象はこの特別規制を厳格に遵守すること。この通達に含まれる危険品に該当する航空機材料関係の運送に関しては、オリンピック及びパラリンピック期間中、関係各所は、その危険品の運送問題について民航局の2008年5月5日公布の〈〈オリンピック及びパラリンピック期間中の航空会社運送の航空関係機材についての決裁〉〉（局発明電〔2008〕1465号）に従って執行することを要求される。

中国民用航空局公安局

(次項へ)

## オリンピック期間の危険品の航空輸送についての特別規制措置実施通達

各省、自治区、直轄市の公安厅、局、新疆生産建設兵団公安局、民航各地区管理局、各空港会社、各航空会社(に対して)：

民間航空輸送と北京オリンピックの安全を期すため、北京オリンピック開催期間中の危険品の航空輸送についての特別規制措置を以下のように通達する。

- 一、2008年7月1日から9月30日まで、公安機関は北京などの競技が開催される地区での民間用爆発物、銃・弾薬についての輸送許可を一時的に停止し、航空輸送(関係)企業は上述の危険品を運送してはならない。
- 二、上述の期間中、北京、上海、天津、瀋陽、秦皇島、青島などオリンピックが開催される都市の空港においてはその危険品運送を停止する(但し医療用アイソトープ、ハイリスク疾病用の生物製剤及び化学製剤を除く)。その他の空港における高度危険品(高度危険品については注釈(下記)を参照のこと)の輸送については必ず民航局危険品運送担当部門の許可を得ること、並びに第三条の規定の遵守が要求される。
- 三、上述の期間中、オリンピックが開催されない他の都市の空港における危険品(危険品類に該当される航空会社運送の航空関係機材を除外)の航空輸送については、以下の条件を必ず満たさなければならない。
  - (一)パッキングは危険品航空運送で要求されるパッキング基準を必ず満たし、規定<<中国民用航空危険品運輸管理規定>>(CCAR-276部)で要求される表記・表示が遵守されなければならない。
  - (二)危険品貨物の航空輸送代理者は航空輸送を実行する際には、事前に空港の公安担当機関に報告し登録しなければならない(許可を得なければならない)。
  - (三)危険品貨物の運送委託者とその貨物を管理する専門の者を到着・出発空港に用意しその危険品の管理に当たらせなければならない。
  - (四)航空輸送代理者はその出発貨物については、専任の担当を用意し当該危険品貨物の受領時から航空機への搭載、搭載した航空機の貨物室ドアが閉まるまでの全過程について管理させなければならない。又、到着貨物については搭載航空機の貨物室のドアが開いて以降、荷主への貨物の引渡しまで専任の担当を用意し、管理させる必要がある。これは確実に実施されなければならない。
  - (五)危険品搭載後、航空輸送代理者は危険品搭載のFLT No、貨物の品名、危険品運送専用品名、UN No、危険品分類、数量、運送状番号、梱包数、重量、機内の搭載位置などの関連情報を経由空港や到着地空港に報告しなければならない。経由地空港にて勝手に危険品の降載や危険品の移動等をしてはならない。又その危険品の航空機内の搭載位置を勝手に変更してはならない。もし搭載位置の変更などを行った場合は、即関係する各空港へその変更後の搭載位置について連絡しなければならない。
  - (六)危険品が到着地空港に到着した後は、航空輸送代理者は、当該危険品の規定に即して処理(照合等)し、その結果を出発地空港の航空輸送代理者へ報告しなければならない。万一、照合等の対応処理をした際に、異状(差異)があれば、直ちに空港の公安機関へ報告し、あわせて出発地空港の航空輸送代理者へ報告しなければならない。
  - (七)貨物便の乗り入れがある空港においては、極力貨物専用便に搭載することが必要。大型の救援物資や国家が至急に必要とする危険品輸送の際には民航の主管部門へ報告しその登録・搭載の許可を必ず得なければならない。

(次項へ)

- 四、オリンピックに参加する国内外の選手又はその所属団体（組織）は競技で使用する銃・弾薬について、関係する法律や規定、（国外での運送については）外国航空会社の取扱規定に基づき、その危険品輸送の取り扱いが実行されなければならない。
- 五、各空港の航空会社の安全検査部門は安全検査を強化し、不正な品名での危険品の運送の場合や、危険品が一般貨物や郵便物、旅客の手荷物の中に混入していた場合は、空港公安機関へ報告し、空港公安機関へ移管し、検査など適切な処置受けなければならない。
- 六、民航局の各クラス担当管理部門は危険品の航空輸送への安全管理監督を強化しなければならない。この通達内容に違反した危険品運送の場合、不正品名での危険品輸送の場合、危険品が一般貨物や郵便物、旅客の手荷物の中に混入していた場合等は、その輸送に関係した企業やその関係者について、法律に基づいて厳格に処罰される。
- 七、各地の公安機関はこの通達による要求事項を確実に執行し、安全管理監督強化に尽くさなければならない。各空港、航空会社はオリンピック期間中、関係部門に危険品運送の安全管理制度の厳格な執行を促がし、各担当業務、各関係者の安全責任を明確にして、オリンピック期間中の民間航空輸送が安全確保されるようにしなければならない。
- 八、2008年7月1日以前及び9月30以降の危険品の航空輸送については、【中国民用航空危険品運輸管理規定（CCAR-276部）】を執行し本通達の規定の適用を受けない。あわせて、この通達の対象各部門は、オリンピック期間中のこの特別規定の重要性を周知させ、各方面よりそれに対する理解と支持を得なければならない。

注釈：高度危険品は<<国際民用航空組織本【危険品安全航空運輸技術細則】（Doc9284, 2007-2008版）>>に記載の以下を指す。

2.3 毒性の気体（コロイド溶液を含まず）

6.1 包装等級 Iの毒性物質、

6.2 カテゴリーAの感染性物質とB型輸送器およびC型輸送器の放射性物質

各部門担当者及び電話

民航局飛行標準官	： 蔣 睿	TEL:010-64092409
民航局公安局	： 陳世祥	TEL:010-64092705
民航局公安局	： 周婧寰	TEL:010-64091758

公安部

民航局

2008年6月2日

**\*\* 新しい情報、その他 \*\***

**今後、この件につきましては、新情報等入手次第、ご案内させていただく予定でございます。尚、中国には、以下の西鉄の中国法人がございますので、何かお問合せ、ご相談の際には、弊社日本側担当者を通じまして、西鉄の各中国法人をご活用いただければ幸甚でございます。**

( 華北・東北 ) NNR GLOBAL LOGISTICS (BEIJING) CO., LTD.  
( 華東・華中 ) NNR GLOBAL LOGISTICS (SHANGHAI) CO., LTD.  
NRN INTERNATIONAL LOGISTICS (SHANGHAI) CO., LTD.  
( 華南 ) NNR GLOBAL LOGISTICS (GUANGZHOU) CO., LTD.